

奈良県選挙管理委員会告示第一百一号

政党助成法による報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程（平成八年三月奈良県選挙管理委員会告示第百二十四号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十六日

奈良県選挙管理委員会

委員長 福井英之

題名中「閲覧」の下に「及び写しの交付の請求並びに」を加える。

第一条に見出しとして「（閲覧等の請求）」を付し、同条中「平成六年法律第五号」の下に「。以下「法」という。」を、「奈良県選挙管理委員会」の下に「（以下「県委員会」という。）」を、「何人もその閲覧」の下に「及び写しの交付」を加える。

第二条に見出しとして「（閲覧の場所）」を付し、同条中「奈良県選挙管理委員会」を「県委員会」に改める。

第三条に見出しとして「（閲覧等の時間）」を付する。

第四条に見出しとして「（閲覧の請求方法等）」を付し、同条中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

県委員会の受理した報告書等を閲覧しようとする者（以下この項において「閲覧者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（第一号様式）を県委員会に提出しなければならない。

一 閲覧者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、代表者の氏名

二 閲覧の請求に係る政党の支部の名称及び報告書等に係る支部政党交付金の支給を受け、若しくは支部政党交付金による支出をし、又は支部基金の残高を有した年第四条の次に次の一条を加える。

（写しの交付の請求方法等）

第五条 法第三十二条第五項の規定により、県委員会の受理した報告書等の写しの交付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（第二号様式。次項において「交付請求書」という。）を県委員会に提出しなければならない。

一 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、代

表者の氏名

二 写しの交付の請求による報告書等の写しの交付を求める場合にあっては、その旨支給を受け、若しくは支部政党交付金による支出をし、又は支部基金の残高を有した年

三 写しの送付の方法による報告書等の写しの交付を求める場合にあっては、その旨
2 県委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相
当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、県委員会は、
請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 県委員会は、法第三十二条第五項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあ
つた日から三十日以内に、当該請求に係る報告書等の写しを交付するものとする。た
だし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当
該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、県委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由がある
ときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合に
おいて、県委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を通知
しなければならない。

5 法第三十二条第五項の規定による請求に係る報告書等が著しく大量であるため、当
該請求があつた日から六十日以内にその全てについて第三項の規定による交付をする
ことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定に
かかわらず、県委員会は、当該請求に係る報告書等のうちの相当の部分につき当該期
間内に第三項の規定による交付をし、残りの報告書等については相当の期間内に同項
の規定による交付をすれば足りる。この場合において、県委員会は同項に規定する期
間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 この項を適用する旨及びその理由

二 残りの報告書等について第三項の規定による交付をする期限

6 第三項及び前項の規定による報告書等の写しの交付は、複写機により片面刷りで複
写したもの（単色刷りで、A4判の大きさの用紙に複写したものに限る。）により行
うものとする。

7 支部報告書等の写しの交付手数料（奈良県選挙管理委員会手数料条例（平成二十年
十一月奈良県条例第二十二号）別表に規定する支部報告書等の写しの交付手数料をい
う。）は、奈良県収入証紙を交付請求書に貼り付けて納付するものとする。

8 写しの送付の方法による報告書等の写しの交付を求める者は、交付請求書の提出と同時に、送付に要する費用を郵便切手で納付しなければならない。
附則の次に次の二様式を加える。

第1号様式（第4条関係）

支部報告書等の閲覧請求書

年 月 日

奈良県選挙管理委員会 殿

閲覧者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

住 所（法人の場合は所在地）

政党助成法による報告書等の閲覧及び写しの交付の請求並びにその方法に関する規程（平成8年3月奈良県選挙管理委員会告示第124号）第4条の規定により、下記のとおり政党助成法による報告書等の閲覧を請求します。

記

請求に係る政治団体の名称	報告書等に係る支部政党交付金の支給を受け、若しくは支部政党交付金による支出をし、又は支部基金の残高を有した年

第2号様式（第5条関係）

支部報告書等の写しの交付の請求書（兼交付申請書）

年 月 日

奈良県選挙管理委員会 殿

請求者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

住 所（法人の場合は所在地）

政党助成法による報告書等の閲覧及び写しの交付の請求並びにその方法に関する規程（平成8年3月奈良県選挙管理委員会告示第124号）第5条第1項の規定により、下記のとおり政党助成法による報告書等の写しの交付を請求します。

記

請求に係る政治団体の名称	報告書等に係る支部政党交付金の支給を受け、若しくは支部政党交付金による支出をし、又は支部基金の残高を有した年

写しの送付の方法による写しの交付を希望する場合は次の□に✓をすること。

写しの送付を希望するので、郵便切手_____円分を納付します。

奈良県収入証紙貼り付け欄

(奈良県収入証紙以外のものは貼り付けないこと。)

(請求者は消印しないこと。)

附 則

この規程は、令和八年一月一日から施行する。